

## 照明 LED 化推進事業提案等審査要領

照明 LED 化推進事業に係る提案の審査は、学識経験者及び長野県職員等で構成される照明 LED 化推進事業提案等審査委員会（以下、「審査委員会」という。）により、以下の要領に従う。

### 1 提案者の募集から事業者選考審査に至る過程

- (1) 公告及び記者発表
- (2) 募集要項配付
- (3) 質問受付
- (4) 説明会及び質問回答
- (5) 現場ウォークスルー調査
- (6) 参加表明書及び資格確認書類の受付
- (7) 提案要請書の送付
- (8) 提案書の受付
- (9) プレゼンテーションの実施
- (10) 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知、結果公表

### 2 事業者審査及び選定の流れ

#### (1) 応募資格の確認

事業提案への参加を表明した事業者に提案要請をするにあたり、事業者応募資格要件に従って応募者の応募資格の確認を行い、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

#### (2) 最優秀及び優秀提案の選定

審査委員会により、提出された提案の中から最も優れていると考えられる提案（最優秀提案）を 1 件、その他 2 件程度の優秀提案を選定する。

### 3 審査の流れ

審査委員会は、「温室効果ガス削減、省エネルギー効果」、「経費節減」、及び「技術、維持管理、計測・検証手法」等について総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案 1 件及び優秀提案 2 件程度を選定する。審査は以下の要領で行う。

(1) 評価項目は以下のとおりとし、各項目の配点は別表のとおりとする。ただし、評価項目及び配点の最終的な判断は、審査委員会によって行われるものであり、審査委員会における協議を踏まえて評価項目又は配点の一部を変更することがある。

- ア リース契約期間の各年の県利益が大きいこと
- イ 13 年間の本県の利益総額が大きいこと
- ウ リース契約期間が可能な限り短いこと
- エ 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること
- オ ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること
- カ 二酸化炭素の削減量が多いこと
- キ 事業の効果を広く周知できること（LED 化実施場所数が多いこと）

- ク 技術提案に具体性・妥当性があること
- ケ 工事費用の算出に具体性・妥当性があること
- コ 維持管理方法の提案に具体性・妥当性があること
- サ 計測・検証方法の提案に具体性・妥当性があること
- シ 提案に基づく工事施工が本県施設の運営・業務に支障がないよう配慮されていること
- ス 提案に先進性・独自性があること
- セ 提案の安全性・信頼性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること
- ソ 技術提案に信頼性があること
- タ 建設役割への長野県内企業の参加者数が多いこと

※1： 応募者が提案する事業期間にかかわらず、全ての提案について、調査設計業務委託後13年間の利益総額を評価する。なお、ここでいう利益総額とは、「12年間のリース事業による電気料削減額—調査設計業務委託料—リース料金の総額」であり、電気料削減額の算出基準となるベースラインは、長野県警察所管施設照明LED化推進事業公募型プロポーザル実施公告に示す照明器具の使用状況調査結果及び電気料金単価を用いて算定した金額とし、各社同一とする。但し、妥当な計算方法を明示した上で、独自に算出したベースラインによる計算を併記することができるものとする。

- (2) 上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案をした事業者を最優秀提案とし、選定事業者とする。その他、上位2社程度を優秀提案として順位を付して選出する。
- (3) 審査委員会の開催に先立って事務局から事業者に対し必要に応じてヒアリングを行う場合がある。また、審査委員会において提案提出者によるプレゼンテーションを行い、審査の参考とする。

#### 4 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 募集要項に違反すると認められる場合
- (5) 提出書類に重要な事実について記載がなかった場合
- (6) 本事業において、事業者の利益総額が赤字となり事業が成立しない提案
- (7) 提案の内容が、別表の備考欄に掲げる失格の条件に一つでも該当する場合

#### 5 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査の結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 原則として応募者からの審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。
- (3) 県は、審査結果（優秀提案等）をまとめて、県ホームページへの掲載などにより公表する。